

第10章 時 効

テーマ	重要度	過去出題実績 (H18~H27)
第1 序説	A	H19
第2 取得時効	A	H21、H23
第3 消滅時効	A	H21、H23
第4 時効の中斷	A	H22
第5 時効の停止	B	H21

第1 序説

A

1 意義・制度趣旨

(1) 意義

時効とは、ある事実状態が一定の期間続く場合に、その事実状態が真実と一致していないとも、そのまま法律関係として認める制度である。例えば、時効により土地の所有権を取得したり（取得時効）、時効により代金支払義務を消滅させたり（消滅時効）することができる。

取得時効	期間の経過により権利を取得する場合
消滅時効	期間の経過により権利・義務が消滅する場合

(2) 制度趣旨

時効には、①継続した事実状態を法律上尊重して法律関係の安定を図ること、②「権利の上に眠る者は、保護に値しない」こと、③権利関係の立証の困難を救済すること、という3つの制度趣旨がある。

2 時効制度の法的構造

時効の利益を受けるためには、①一定の事実状態が一定期間継続すること（時効の完成）、②当事者が時効を援用することが必要である。

時効の効力は、その起算日にさかのぼる（144条）。「起算日」とは、取得時効の場合は、占有（162条）または財産権の行使の時（163条）をいい、消滅時効の場合は、権利行使することができる時（166条1項）をいう。

3 時効の援用

(1) 意義

時効の完成によって、当然に権利の取得や消滅が確定するわけではない。時効は、当事者がこれを援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない（145条）。

時効の援用とは、時効の利益を受ける旨の意思表示をいう。時効援用制度は、永続した事実状態の尊重という時効制度の趣旨と時効の利益を享受することを潔しとしない当事者の意思との調和を図ったものである。

(2) 援用の効果

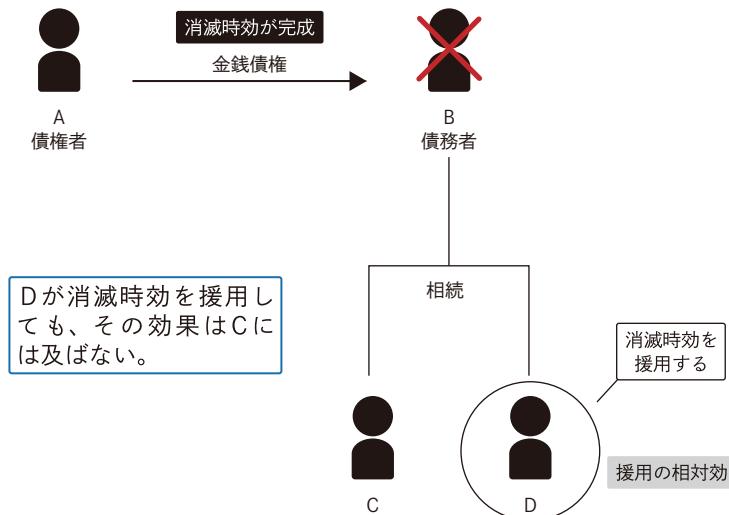
時効援用の効果は、援用した者についてのみ生じる（援用の相対効／大判大8.6.24）。



初日不算入が原則ですから（140条本文）、時効完成の効果が生ずるのは、取得時効の場合は、占有開始日の翌日、消滅時効の場合は、権利の行使が可能となった日の翌日です。

例えば、Aの債務者Bが死亡し、CとDがその相続人となったとする。この場合、Dが時効を援用すると、その効果はCに及ばないので、AはCに対してその相続分に応じた履行の請求をすることができる。

[援用の効果～援用の相対効]



(3) 援用権者

時効を援用できる「当事者」（145条）とは、時効により直接に利益を受ける者である（大判明43.1.25）。

例えば、主たる債務の消滅時効につき、その保証人は、援用権者にあたる（大判昭8.10.13）。主債務が消滅（借金の完済等）すると、保証債務も消滅する（保証人もお金支払う必要がない）という関係にある（保証債務の付從性）。保証人は、主債務についての消滅時効を援用することにより「直接利益を受ける者」にあたる。

[援用権者のまとめ]

肯定例	物上保証人（最判昭42.10.27）
	抵当不動産の第三取得者（最判昭48.12.14）
	詐害行為の受益者（最判平10.6.22）
	（連帶）保証人（大判昭8.10.13、大判昭7.6.21）
	連帯債務者（439条）
否定例	一般債権者（大決昭12.6.30）
	後順位抵当権者（最判平11.10.21）
	取得時効が問題となる土地上の建物賃借人



「物上保証人」とは
他人の債務のために自己の所有物に担保物権を設定した者をいいます。



債権者代位権による援用

一般債権者であっても、債務者が無資力の場合であれば、債権者代位権に基づいて債務者の援用権を代位行使することができます（最判昭43.9.26）。

4 時効の利益の放棄

(1) 意義

時効の利益の放棄とは、時効完成後の、時効の利益を受けない旨の意思表示をいう。その趣旨は、時効の利益を受けることを潔しとしない者の意思を尊重する点にある。

(2) 要件

時効利益の放棄には、次の3つの要件が必要である。

①	時効完成後であること
②	放棄者が時効完成を知っていること
③	時効利益を処分する能力・権限があること



時効利益の放棄は、「権利の喪失または義務の存続」という権利の処分にあたります。そのため、時効利益の放棄には、処分の行為能力・権限も必要です。

ア 要件①について

時効の利益は、あらかじめ放棄することができない（146条）。なぜなら、立場の強い高利貸し等の債権者が、立場の弱い債務者に時効利益の放棄を強要する等により濫用されるのを防ぐ必要があるからである。

また、146条の反対解釈から、時効完成後においては時効利益を放棄することになる。



時効進行中の放棄の意思表示は、「承認」（147条3号）として、時効中断の効力が生じます。

イ 要件②について

時効利益の放棄は単独行為であるから、効果意思を必要とする。そのため、時効利益の放棄の際には、時効完成を認識している（知っている）必要がある。

(3) 効果

ア 効果① 相対効

時効利益の放棄は、相対効とされる（大判昭6.6.4）。時効の利益を受けるかどうかは、援用の場合と同様、各自が判断すべき事柄だからである。

イ 効果② 放棄後新たに時効期間が経過した場合について

時効利益を放棄した後、その時効の効果を援用することはできない。

もっとも、時効利益の放棄後新たに時効期間が中断なしに経過した場合、新たな時効が完成する。すなわち、時効利益の放棄は、新たな時効の進行を妨げないとされている（最判昭45.5.21）。

(4) 時効完成を知らずに時効利益の放棄をした場合について

前述のとおり、時効利益の放棄をするには、債務者（放棄者）が時効完成を知っていることが必要である。

では、債務者が時効完成を知らないで債権者に対し支払猶予を乞う場合、その後、債務者が改めて時効を援用して債務を免れることができるか。

判例は、債務者は時効の完成を知ったうえでその利益を放棄したのではないから、時効の利益の放棄にはならないとしている（最大判昭41.4.20）。しかし、いったん支払の意思を債権者に示した以上、信義則（1条2項）からみて、それと矛盾する時効の援用をする事はできないとしている（同判例）。

第2 取得時効

A

1 意義

取得時効とは、物の占有を継続しているという事実が存在する場合に、その事実に真実の権利を認めることをいう。所有権の取得時効（162条）と所有権以外の財産権の取得時効（163条）がある。

2 要件・効果



「所有権以外の財産権」
(163条)とは

地上権、永小作権、地役権等を指します。

要件	①	「他人の物」を占有すること（162条1項）
	②	「所有の意思」をもって占有すること（自主占有／162条1項）
	③	平穏かつ公然に占有すること（162条1項）
	④	占有開始時に占有者が善意かつ無過失の場合は10年、惡意または有過失の場合は20年占有を継続すること（162条）
	⑤	時効の援用の意思表示をすること（145条）
効果	遡及効（144条）により、占有開始時点から原始取得者として制約のない完全な所有者であったことになる	

① 要件①について

条文上は「他人の物」とあるが、判例は、「所有権に基づいて不動産を永く占有する者であつても、その登記を経由していない等のために所有権取得の立証が困難であつたり、または所有権の取得を第三者に対抗することができない等の場合において、取得時効による権利取得を主張できると解することが制度本来の趣旨に合致する」として、「自己の物」の時効取得を認めている（最判昭42.7.21）。

② 要件②・③について

占有者であれば、②・③・善意は推定される（186条1項）。



無過失について

判例は、186条によって「無過失」は推定されないとしています（大判大8.10.13）。

(3) 要件④について

占有者の承継人は、その選択に従い、自己の占有のみを主張し、または自己の占有に前の占有者の占有を併せて主張することができる（187条1項）。

もっとも、前の占有者の占有を併せて主張する場合には、その瑕疵をも承継する（187条2項）。

また、判例は、前の占有者の占有を併せて主張する場合、162条2項の要件としての占有者の善意・無過失は、最初の占有者の占有開始時に判定すれば足りるとしている（最判昭53.3.6）。

(4) 効果について

144条は、時効の効力は、起算日にさかのぼると規定しており、時効が完成したときからその効力が生じると規定しているわけではない。

第3 消滅時効

1 意義

消滅時効とは、権利の不行使が継続する場合、その権利の消滅を認めることをいう。消滅時効にかかるのは、①債権（167条1項）と②所有権以外の財産権（地上権、地役権等／167条2項）である。

2 要件・効果

要件	①	権利不行使の状態が一定期間継続すること ・一般の債権の消滅時効期間は10年（167条1項） ・債権または所有権以外の財産権の消滅時効期間は20年（167条2項）
	②	法定中断のこと
	③	時効の援用の意思表示をすること（145条）
効果		権利の遡及的消滅（144条、167条）

3 消滅時効の起算点

(1) 意義

消滅時効の起算点は「権利行使することができる時」（166条1項）である。「権利行使することができる時」とは、権利の行使に法律上の障害がないことをいい、法律上の障害とは、期限未到来のように法律上権利行使できないことをいう。事実上の障害（⑤権利者が病気である）があるにすぎないときは、時効は進行する。



所有権の取扱いについて

所有権は、取得時効の対象となります（162条）が、消滅時効の対象とはなりません（167条参照）。

よって、所有権は、消滅時効により消滅することはできません。

例えば、Aの所有する物をBが一定期間占有して取得時効の要件をみたした場合には、Bが所有権を取得するため、Aは所有権を失うことになります。しかし、これはBの占有による取得時効の成立によるものであり、Aの権利不行使によって消滅時効が成立するわけではありません。



身分権・人格権

「身分権」「人格権」も、消滅時効にかかるないとされています。



短期消滅時効の対象となる債権

短期消滅時効（170条以下）の対象となる債権も、確定判決により確定したときは、時効期間は10年となります（174条の2第1項）。

[消滅時効の起算点と履行遅滞に陥る時期のまとめ]

		消滅時効の起算点	履行遅滞に陥る時期
①確定期限付き債権		期限到来の時	期限到来時（412条1項）
②不確定期限付き債権		期限到来の時	①期限が到来し、債務者がこれを知った時（412条2項） ②期限到来後、債権者が催告をした時
	原則	債権成立の時	履行の請求を受けた時（412条3項）
③期限の定めのない債権	不法行為に基づく損害賠償請求権	被害者またはその法定代理人が損害および加害者を知った時（724条）	不法行為時
	債務不履行に基づく損害賠償請求権	本来の債務の履行を請求することができる時（最判平10.4.24）	履行の請求を受けた時（412条3項）
	消費貸借に基づく返還請求権	契約成立から相当の期間経過後	催告後、相当の期間経過後（591条1項）

(2) 期限の利益喪失条項のある場合

割賦金弁済契約とは、代金などの支払を分割して行うことを約束した契約をいう。

割賦金弁済契約において、割賦払の約定に違反したときは債務者は債権者の請求により償還期限にかかわらず直ちに残債務全額を弁済すべき旨の約定が存する場合について、判例は、一回の不履行があっても、各割賦金額につき約定弁済期の到来毎に順次消滅時効が進行し、債権者が特に残債務全額の弁済を求める旨意思表示をした場合にかぎり、その時から全額について消滅時効が進行するとしている（最判昭42.6.23）。

4 消滅時効と除斥期間との比較

時効に似た制度として、除斥期間がある。除斥期間とは、一定期間内に権利を行使しないと、権利自体が消滅してしまうというものである。例えば、193条の回復請求権や、564条の担保責任から生ずる損害賠償請求権の行使期間は、除斥期間である。

	消滅時効	除斥期間
起算点	権利を行使することができる時（166条1項）	権利の発生時
期間	法定されている	
援用	必要（145条）	不要
中断	あり	なし
遡及効	あり（144条）	なし